

(お知らせ)
避難区域等における沢水モニタリングの測定結果について
(平成 27 年 10 月～平成 27 年 12 月採取分)

<福島県政記者クラブ同時配布>

平成 28 年 1 月 22 日(金)
環境省水・大気環境局
放射性物質汚染対策担当参事官室
代 表:03-3581-3351
直 通:03-5521-9260
参 事 官:是澤 裕二(7501)
参事官補佐:森谷 直子(7519)
担 当:高野 隼一(7537)
担 当:鈴木 貴晃(7532)

環境省では、避難区域等において、平成 24 年 12 月より、住民が飲用する沢水のモニタリングを実施しているところです。

今般、平成 27 年 10 月～12 月の測定結果について取りまとめましたので、公表します。

1. 調査概要

(1) 調査対象

福島県内の避難区域等のうち、要望のあった 9 市町村(飯舘村、大熊町、葛尾村、川内村、川俣町、田村市、浪江町、檜葉町、広野町)において住民が飲用する沢水です。

(2) 調査内容

調査対象 152 箇所の沢水を採水し、放射性物質濃度(放射性セシウム(Cs-134、Cs-137))の測定を実施しました。

2. 結果概要

調査箇所のうち、平成 27 年 10 月～12 月に採取を行った 180 検体を検査したところ飯舘村の 1 検体で放射性セシウムが検出(Cs-134:不検出、Cs-137:1.2Bq/L)されましたが、その他の地点、検体では不検出(検出下限値:1Bq/L)でした。

なお、放射性セシウムの検出が見られた検体について、孔径 1 μ m のガラス繊維ろ紙によりろ過し、再度測定した結果、放射性セシウムは不検出(検出下限値:1Bq/L)でした。

<参考 1>

- ・食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準(飲料水)(平成24年3月15日厚生労働省告示第130号)
放射性セシウム(Cs-134、Cs-137 合計):10Bq/L
- ・水道水中の放射性物質に係る目標値(水道施設の管理目標値)(平成 24 年3月5日付け健水発 0305 第1号厚生労働省健康局水道課長通知)
放射性セシウム(Cs-134、Cs-137 合計):10Bq/L

<参考 2>



○採水地点の例(浪江町)



○採水地点の例(飯館村)

<参考 3>

前回公表(平成 27 年 10 月 30 日)した沢水モニタリング測定結果の概要

- ・平成 27 年 7 月～9 月における調査箇所は、135 箇所。
- ・期間中に採取した 184 検体のうち、1 検体で放射性セシウムを検出(Cs-134:不検出、Cs-137:1.2Bq/L)、その他はすべて不検出。

3. その他

市町村ごとの測定結果については、下記ホームページ上にも掲載しています。

http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results_r-mr.html